

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

報告します。教育長は公務のため、午後から欠席です。かわって、教育長職務代理、出口和幸氏が出席します。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

消費税率の引き上げについては、国・地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政健全化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

第1条は、教育施設使用条例の一部改正でございます。

改正内容は、町内各学校や公民館施設の使用料の改正でございます。

第2条は、美浜町若もの広場設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、第1若もの広場や第2若もの広場の使用料の改正でございます。

第3条は、美浜町吉原公園設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、テニスコートやゲートボール場の使用料の改正でございます。

第4条は、美浜町体育センター設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、美浜町体育センターをアマチュアスポーツに使用させる場合や催しに使用させる場合の使用料の改正でございます。

第5条は、美浜町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、美浜町地域福祉センターを町民以外の方に使用させる場合の使用料の改正でございます。

第6条は、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、し尿処理手数料の基本料金の改正でございます。

第7条は、美浜町農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、美浜町農業研修センターを町民以外の方に使用させる場合の利用料金の改正でございます。

第8条は、美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ござ

います。

改正内容は、和田地区農業集落排水処理施設入山・上田井地区農業集落排水処理施設の使用料や加入金の改正でございます。

第9条は、美浜町煙樹海岸多目的広場設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、美浜町煙樹海岸多目的広場の利用料金の改正でございます。

第10条は、美浜町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、土砂等の採取の使用料の改正でございます。

第11条は、美浜町漁港管理条例の一部改正でございます。

改正内容は、三尾漁港や本ノ脇漁港の使用料・土砂採取料の改正でございます。

第12条は、美浜町公共下水道条例の一部改正でございます。

改正内容は、公共下水道の使用料や加入金の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年10月1日から施行するものでございます。

なお、第8条の農業集落排水処理施設の使用料、第12条の公共下水道の使用料については経過措置を設けています。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

単純に10%になるというお話なのですが、一番最後の附則の2は、この各条全に対応するというので、10月までは旧の料金やという理解でいいのかということと、それと、この消費税というか、この金額の小数点以下、これは四捨五入なのか、その計算方式をお示し願いたいです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 2点あったかと思います。

まず、附則の第2項についてですが、この附則の第2項につきましては、農業集落排水処理施設の関係と公共下水道、その2点についての経過措置でございます。

それと、おのおのの施設についての端数以下についてですが、これは、各条例の各施設ごとの条例の使用料になるのですが、ちょっとその辺については、担当課からの答えとなると思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 消費税の切り上げ、切り捨ての件についてお答えします。

今回、住民課から出しています美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正の中で、し尿手数料についてですが、し尿手数料については、消費税を掛けました後、出ました小数点以下については切り捨てとなっています。見た目計算すると切り上げのように見えるのですが、実際、本体価格が209.2円という形へ消費税分10%掛けて230.12となっていますので、その0.12分は削っておりますので、切り捨て

ということで理解ください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 教育関係の消費税の関係ですが、10円未満切り捨てというような形となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 福祉保険課では、地域福祉センターの設置管理に関する条例の一部改正ということで、金額については、もともとの金額に10%ちょうどになりましたので、切り捨てや四捨五入はしてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 農業集落排水と公共下水道の料金につきましては、小数点以下は切り捨てとなっております。

加入分担金についてですけれども、加入分担金については100円単位で四捨五入となっております。加入分担金については通常100円単位で四捨五入という格好に從來からしてございますので、そういうふうにしてございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 消費税のところですが、切り捨てと四捨五入が混在するというのは、少しちょっとなかなか腑に落ちないという語弊がありますが、今後統一していってくれるんでしょうけれども、質疑なので意見を述べるわけではございませんので、その辺少し不思議だなという感想だけ述べておきたいと思いますが、その後、その以下、さっきの附則の2条に、その前の農集云々ということは、これはもう議決して、その後から今年度すぐこの値段になるという理解でよろしいのかな、全部。

例えば、運動場とかというのを4月1日からというか、可決した後、成立云々してから、この値段になるということになるんですか。そういう疑問ですけれども。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この条例についてですが、あくまでも条例の施行日については平成31年10月1日から施行するものでございます。

2項の部分については、農業集落排水処理施設と公共下水道条例、この部分についてなんですけれども、この部分については経過措置を設けていまして、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例ということになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要は、今言うているのは、2は消費税上がってからだよと言っているんだと思うんですね。そのほかのは、その規定がないから、ないように僕がこの条文を見て思ったんでお聞きした次第で、それはもう今の答弁というか趣旨は、総務政策課長の答弁でそれはそれで結構だと思うんですけども、ちょっとその記述はないということでもいいですね。もうこれ3回目なんで、あるかなかったのかだけお聞きしたいですけども。どこかにあるのかな、消費税が上がったからだよという記述は。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

期日というご質問ですが、あくまでもこの条例についての施行期日については、平成31年10月1日からの施行となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） しょうもないことを聞くようやけれども、10月1日に消費税が上がるものとしてやっているわけですね。もし上がらなったら、まだ上がりませんのでと、また議案で出てくるわけですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

31年度の当初予算の編成につきましても、消費税が10%ということで予算編成を行っております。それに基づきまして、本条例についても改正を行うものでございます。

参考までになんですけども、県議会におきましても、本条例を制定して、予算についても10%で計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 質問になるかわからんけれども、そんなもん見越して、上がるものを見越して先にやるというのはいかがなものかなと思うんですよ、県にしても。今、国ではさんざんもめているでしょう、厚労省の関係もあって。それなのに、当然上がるものやということを見越してやっているわけでしょう。せめて9月議会でいいのと違うかなと私は思うんですけども、課長の見解で、それでよろしかったらいいとは思いますが、いつも行政というのは、こんなものかなと。今まで消費税上がったときもこんなものだったかなという思いがあるんですよ。そういうことを言うなら、今、しきりに与党でも上げるべきではないとか、そういう話が出ていますので、もし上がらへんことになったらどうなるのよという話になるんやけれども、その辺の見解はどうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

あくまで、法律では消費税については10月1日から施行となっているところでございます。

もし上がらない場合については、予算では最終的に減額補正とか、条例については廃止とか、そういった形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 森本です。

この消費税の扱いについてなんですけれども、公共サービス等にかかわることについて、消費税というのは国に必ず支払う義務があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

消費税法の第60条のところで、国・地方公共団体は消費税を納めなくてもよいというふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

農業集落排水及び公共下水道については、納税義務者となっていますので、納税義務が生じるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。

ということでお伺いしましたところ、一部は、消費税の部分については持っていかなないとだめだということだと思えますけれども、基本的には、やはり払わなくてもいいということでもあります。

これについてまだ、先ほど高野議員さんがおっしゃられましたように、口実では10月1日からということが出ていますけれども、過去にも例があるように、延期されるということもあるわけですね。そういった点からも含めると、拙速にこのような状況を出すものじゃないかと思うんですけれども、その点について、再度お伺いしたいと思うんですけれども、そのような先がまだ見えにくい部分であるのに、このように出すのかどうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、今回の予算編成についてですが、全て消費税率10%ということで予算編成を行っているところでございます。

仮に、もし、当初で8%で予算編成をした場合なんですけれども、補正予算を組まなければならないというところでもございます。そういったことから、31年度当初予算については、全て消費税率10%で予算計上したと。最終的に税率が上がらなかった場合については、3月補正とか12月補正のところで減額予算を組みたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） ありませんか。

○議員 「なし」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第2号 美浜町給水条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、消費税法及び地方消費税法が改正され、平成31年10月1日から施行されることに伴い、水道使用料、メーター使用料、加入分担金を改正するものでございます。

現行の料金は、総額表示で定めてございます。

改正案は、現行の料金を1.08で除し、1.10を乗じて得た金額とするものでございます。

附則では、施行日は平成31年10月1日となっておりますが、施行日前からの使用であって、10月中に料金が確定する使用料金は、従前の例によるとなっております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 消費税が10月1日から実施されるということで、その方向での値上げ提案というふうになりますが、やはり、そのことによって、随分と住民の日常の使用料が非常に高額になってくるということであります。私は、この改正条例には反対をしたいと思います。

○議長（谷重幸君） ありませんか。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私は、単純な値上げというのではなく、国からの消費税率の変更による料金の改正というふうに捉えていますので、本体自体は値上げではないわけでありまして、また、各美浜町3,000有余の世帯があると思いますが、そんなに各世帯の平均上水道の使用料、数千円以下というのがまず平均だと私の承知しているところでありまして、そのうちの差額2%ということであれば、そのうち地方消費税も含まれておることありますし、いかんせん、肅々とこの議案は提案されて、承認されてしかるべきだと思っております。私は賛成をいたします。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 反対でございます。

理由は、もう面倒くさいさかいに、消費税の消とついたら皆反対するさかいに、町長、本当に申しわけないんやけれども、こらえてくれな。あなたに言うているのと違うんや、安倍内閣に言うているんや。

さっきもせなんだけれども、言うとかな。ほいで、何も手も挙げんと寝てたやろう。そういうことや。そうやさかいに、一切、消費税につくんやったら皆反対。したがって、本件の議案も反対でございます。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は、国において長時間労働の是正のため、働き方改革より一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び人事院規則が改正され、超過勤務をすることを命ずることができる上限時間を設定されましたので、当条例を改正するものでございます。

第3条の2の改正は、第1項では、任命権者は超過勤務を命ずることができる規定で、第2項では、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めると規定しています。

なお、上限時間については、規則において、1カ月について45時間かつ1年について

360時間と規定することになっています。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 現状では、改正をされる条件の範囲内に現在おさまっているのですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

30年度、年度途中ですが、2月末現在、1カ月45時間以上につきましては、今回台風の関係もあったんですけども8人、1年360時間以上については1人となっているところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それは、ちなみに支障なければ、どこの課とかいうのを教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

8人の課ですけれども、総務政策課1名、健康推進課2名、産業建設課4名、上下水道課1名でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 職員の定数は、今のところそれで十分、これ決まって改正されて、今の現状から考えたら、今でやっていけますかとお考えですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

職員の定数につきましては、現在95名となっております。現在の職員数については90名というところがございます。

なお、この職員でやっていけるのかというところですけども、現在については人件費等々も膨らんでいるところがございます。この体制でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

大変だと思いますが、しっかり頑張ってくれと言うしかないんであれですけども、健康には留意されるように。

1点だけですけども、この残業命令に関して、時季変更権というのは、役場の職員さんにはあるんですか、ないんですか。追加して言います。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 一般の企業ですと、いや、きょう都合悪いからあしたよとか、そういうことは言えるはずなのですが、それは労働三法が適用されているところで、ここはそうではないと思うので、なぜ聞いたかというのをここ言わせてもらおうと、要は、職員さん、非常に都合が悪いような場合に、先般の私の一般質問にも兼ね合いますが、パワハラとは言いませんが、そんなふういろんなそごが出たりしたら悪いので、そういうことを追加してお聞きした次第ですけれども、もう再質問を一足飛びに。職員さんのそういう都合があれば、その点柔軟に変更とか対応は、命令権者のほうで考慮していただけるのかどうかをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、時季変更権、そういった文言での文言は、美浜町の勤務条件、勤務時間の条例とか、給与に関する条例とかその辺の例規のところではそういった時季変更権っていうのはございません。

あくまで超過勤務につきましては、任命権者いわゆる課長が職員に勤務することを命ずることができるということですので、その辺、当日、都合が悪いとかそういうふうなんで、あしたするよとか、そういうふうなことも可能でございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） よろしいですか。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 総務政策課長、うちに間違っても職員組合があるわけですよ。そちらの組合との兼ね合いというか、やっぱり超勤でもいろいろ規定があると思うんですね、うちはうちなりの。わざわざこんなこと出してこなくても、対組合との間で、話し合いで済まんのですか。管理職組合もあるけれども、管理職組合は、余り物言うのは、町長のほうにしっかり言えませんで、言いにくいですよ。職員組合は、堂々ともっと有給をとらせだの、勤務時間減らせだの、超勤させるなだの、やっぱり、そういう進言なかって、交渉権はあるんですから、全くしないわけですか、あっても。それをお尋ねします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の条例改正に至った経緯なんですけれども、あくまでも国のほう、人事院規則等々の改正がございました。そして法律につきましても、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正がございました。そういった中で、今回、当町の条例を改正したというところでございます。

それと、組合の関係ですけれども、年に1回なんです、組合からも要望等ございます。その中では、今回はそういったことについてはなかったというところで、年に1回は組合との交渉等も行っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 森本です。

国の人事院規則で、このたびの法案で出ている中で、他律的な業務の比重の高い部署というのがあると思うんですけども、その辺の捉え方についてはどうなっていますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

国におきましては、他律的な業務ということで、業務内容でいきますと国会関係業務、国際関係業務、法令協議、予算折衝などというふうになってございます。

当町におきましては、今現時点においては、他律的な業務のほうは考えてはございません。というのも、ただし書きを規則のほうでうたう予定になっているんですが、その中で、災害への対応とか、その他重要な業務であって、特に緊急に処理を要するものの場合については、課長が認めた場合は上限の時間を超えることができるというところもございます。

そういったことで、他律的な業務というのは、当町の条例規則ではうたう予定はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 前から思っているんですけども、この改正案とか条例で、ほかへの委任規定がある場合、委任規定のほうも全てわからんと、結局、この条例の本文のところのはっきり理解しがたい場合あるんで、今回みたいに、今のところも規則へのただし書き云々とあったけれども、それが最初から聞くのと聞かないのとは、かなり条件が違うように思うんで。

この件を問題にしているのではなく、今後、委任規定があって規則を定めるんだったら、規則までも参考、いつもこんなふうに正誤表つけていただけるぐらいやから、規則も載せてもらうというわけにはいかんのですかね。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この勤務時間に関する規則についてですが、現在まだ策定中でございます。

あくまでも4月1日からの施行となっておりますところでございます。ということで、なかなか議員さんには、事前にとというのはなかなか難しいところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 森本です。

この勤務時間に関する条例にかかわってなんですけれども、基本となった国の法案の審議のときには、随分と大きな議論になったところであると思います。

その中では、この勤務時間の超過勤務の原則、条例を上限を決めるなど出ていますけれ

ども、そういったことでは、例えば過労死等にかかわって見たりすると、そこまでは絶対できるというふうな感じでとられたりとか、それから、過労死にかかわっては、やはり個人的な状況によって、随分と時間に対する影響は変わります。そんなところも含めまして、大きな議論になっていたと思うんです。

基本的には、残業は命じられないというか、本来、労働者も人の生活をして、きちっと生活を営む必要を満たすものとして労働基準法が制定されていると思います。それに合わないとしても、そのようなものを侵すような状況になるこの法案に、この条例については反対をいたします。

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第4号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸し付けについて、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となったことから、被災者のニーズに応じた貸し付けができるよう条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律を参考に、貸付利率を現行の年3%から、保証人を立てない場合は1.5%、保証人を立てる場合は無利子といたします。

償還方法につきましては、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還も可能とするものでございます。

次に、附則について申し上げます。

第1項は、施行期日でありまして、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置でありまして、改正後の条例第14条及び第15条第3項の規定につきましては、施行日の後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、施行日の前に生じた災害については、なお従前の例によるものといたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） ちょっと単純な質問なんですけれども、4月1日からこの条例施行になると言われたんですけれども、3月31日、あと少しなんですけれども、そのときにもし災害が起こった場合に、先もう借りつける人が仮にすぐ出てきたとして、4月1日になったら施行されるんやさかいに貸し付けの利率が低くなるんですけれども、借りかえというか、そのとき借りていて、また利率が低くなったんで借りかえということはできるんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 龍神議員の質問にお答えします。

今申しました借りかえの話ですけれども、あくまでもその災害が起こった日が基準になります。ですので、3月に仮に災害が起こったら、先ほど細部説明にもあります従前の例ということで、今の現条例のままですけれども、災害が4月に起こった場合には、新しいこの条例になります。それで借りかえできるのかという話ですけれども、それはできません。あくまでも災害が起こった日が基準でありますんで、借りかえというものはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

現在借りている人、従前の利率で借りている人というのはいるのですかというのと、それと、この原資は、単純に例えば一般財源ですよとか、いや、こんなですよとかあるんだったら、それもお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷議員の質問にお答えします。

現在借入れされている方はございません。

一つの条件としまして、災害救助法が適用されたらということが条件にありますので、現在は災害救助法が適用された災害というのは美浜町には起こっていませんので、借り入れはございません。

それと、原資ですけれども、町財源については一切なく、国が3分の2、県が3分の1を出していただく形になっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第5号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

放課後児童健全育成事業は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、支援員の該当要件として、第10条第3項第5号では、学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者となっております。

その卒業した者の次に、「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」を加え、改正するものでございます。

この改正によりまして、専門職大学の前期課程を終了した者には、文部科学大臣の定める短期大学卒業者と同等の学位が授与されることから、支援員の該当要件である学校教育法の課程による大学の卒業者に含められたものでございます。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 緩和された場合、来てくれる人がもしふえたときに、子どもの増員というんですか、今でもいっぱいだという話を聞くので、増員してくれることというお考えはありますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） お答えします。

今のところなんです、定員を変えるつもりはありません。松原については40名、和田については45名の体制でやっております。それに応じたその支援員を雇って、それで委託させておりますので、今のところは、現時点では考えてはおりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時5分とします。

午前九時五十一分休憩

———・———

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第6 議案第6号美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第6号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

本条例の改正については、平成30年度の制度改正により、厚生労働省令において共生型地域密着型通所介護の基準が追加されたことに伴い改正するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表をご参照ください。

本条例は、省令を準用しているため、省令において追加された共生型地域密着型通所介護を第3条第2項中に追加し、改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 指定地域密着型通所介護と指定共生型というのが入ったらサービスの違いはどのようなものなのですか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、地域密着型通所介護というのは、定員が18名以下の小規模なデイサービスの事業所であって、入浴とか食事とかの介護支援、機能訓練等を日帰りの時間帯の中で提供す

るサービスのことで、また、共生型につきましては、これは同一の一つの事業所で介護保険のサービスと障害福祉のサービスを両方受けられる制度、サービスです。平成30年の介護保険の制度改正によって、導入された制度でございます。ちなみに地域密着型通所介護、また共生型サービスをしている事業所につきましては美浜町にはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 関連というか、ないと今、ご答弁いただきましたが、今後、要はこれ指定を町がして、事業者と云々としていく話なんですか、町としては業務の内容を指定しているということなのかな。事業者を町が指定して、事業転換をするというふうなことなのかな。その辺がわからないんですが、今後美浜町ではこういう事業者が、例えば町としてはつくるなり、できるなりというような、そういうことのお考えはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 答えします。

そもそものこの地域密着型サービスの事業所というのが、町が指定する事業所でありまして、また同時に指導監督をすることとなっております。

この地域密着型サービスの事業所というものはあるんですが、この共生型サービスというのはありません。介護保険のサービスと障害のサービスを同時にすることが事業所の都合にもかかってきますので、主には事業所の協力、改正というのが必要になってきますので、なかなかそういった事業所が今のところないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、布設工事監督者の資格を定めている関係法令が改正されたことにより、第3条第7号中「又は水道環境」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

また、経過措置として、この条例の施行前に選択科目で水道環境を選択し資格を得た者については、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

美浜町防災行政無線設備デジタル化改修事業につきましては、現在のアナログ方式による防災行政無線設備からデジタル化に改修するものでございます。

現在のアナログ方式は、昭和57年4月から運用を開始し、既に37年が経過している上、国の方針により平成34年12月以降、アナログ防災行政無線が廃止になることから、昨年12月議会において補正予算及び債務負担行為の承認をいただいております。

まず、契約方法が随意契約となっておりますが、業者の決定方法としては、公募型プロポーザルとし、設計から施工まで一括して技術提案していただく設計施工一括方式を採用、審査の上、業者を決定しております。

公募型プロポーザルは、町が募集要件やデジタル化の要求水準を定め、ホームページ上で公開し、参加者を募り、その後、担当課において参加表明のあった者が、募集要件を満たすか否かを審査し、募集要件に合致する会社に技術提案書の提出を求めています。役場内6名と和歌山県職員1名を加えた7名を審査員とし、各社から提出された技術提案書、

提案内容のプレゼンテーションをもとに審査した結果、2月15日、工事請負業者を決定しております。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、設計額4億70,466千円に対し、3億47,760千円、契約相手方は、和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3、株式会社サイバーリンクス代表取締役、村上恒夫氏でございます。

工事概要につきましては、町内防災行政無線、いわゆる町内放送設備をアナログ方式からデジタル化に改修する設計施工一式でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 公募型プロポーザルということで、提案も聞きながらということ決定されたと思います。何者か、この会社が一番大手といますか、そういうのはよくお聞きするんですが、これ以外の会社とか、何者ぐらいあったぐらいであるなら言えるのであれば、それとまたどういう決定的な事柄とかがあったとか、金額が全く違うとか、そういうのをまたちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員の質問にお答えします。

まず、参加業者ですけれども3者ございます。今、議案のほうで提出させていただいているサイバーリンクス、そのほかではNTT西日本、日興通信株式会社、この3者でございます。

決定的な事柄ということですが、上位2者につきましては、提案内容につきまして、さほど変わりはなく提案されておりました。で、一つの業者につきましては、少しうちが考えている提案内容と違う内容もございました。金額につきましては、サイバーリンクスが工事の見積もり金額ですけれども、ご存じのとおり3億47,760千円で、NTT西日本が3億85,200千円、日興通信が4億21,200千円というふうな金額の結果になっております。

最終的にサイバーリンクスのほうに決まったところといたしましては、やはり保守的なランニングコスト、そういうところ、また保守管理、メンテナンス、そういうところをしっかりと考えておられたというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3者、一番高いところで4億2千と、先ほど設計価格4億7千云々で言われましたが、これは誰が設計したのか。どのような基準で設計したんですか。そこからもかなり乖離がありますし、またプロポーザルなんで、その評価内容とか評価基準、当然作成されているので、基準はさっき言った7名の審査員でつくったのか、それともどのように決定されたのかと、設計価格が4億7千と、落札価格は3億、1億30,000

千ぐらいの差があるのかな。この差をどのように考えられているんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、設計額でございますけれども、これは3者の見積もりでございます。積算等、余り積算基準がございませんので、その見積もりをもとに積算しております。

続きまして、審査の基準でございますけれども、全てにおいて、全部で約30項目程度でございます。大まかに申しますと、提案概要、提案のシステム、それと保守の運用、あと費用、それとプレゼンテーションに大きく分かれております。

この基準につきましては、私どもも交えながら、また他の市町村のデジタル化の基準を参考に、和歌山県の危機管理消防課とも相談していきながら決めた評価表でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 設計は3者の見積もりと、その3者の社名をお教えてください。

それと割に同じシステムを使うほうがトータル的なコストとかメンテとか緊急の対応とかも有利だと思うんで、例えば近隣のとか、そのあたりとはシステムが違うのか業者が違うのか、それもわかっている範囲で結構です。わかっていなければ仕方がないのでいいですけども、いかんせん僕のところはまだ町内放送が聞こえませんが。その2点、2点目はわからなかったら結構です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

見積もりの徴収業者はNTT西日本、サイバーリンクス、それとすみません、ちょっともう一社ちょっとすみません、今ちょっと手持ちの資料にございませんというか、不確定ですので、またお答えさせていただきたいと思います。

それと、近隣の町村ということですけども、この公募型プロポーザル自体でやっているところというのが余りないように見受けられます。というのは、設計であったり工事であったりというのは分割発注しているような形でございますので、ちょっと単純に比較することができないというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ここにいる皆さん議員、職員にもお聞きしたいんですけども、設計見積もりの基礎とったところからまた入札というか、応募、いわゆる入札ですわな。公募のプロポーザルの提案を受けて。そんな論理的にちょっと釈然とせえへんのですけれども、せえへんというか、意見言うたらおかしいけれども、でもそういうのはありませんか。これちょっと3回目なんで、できたら重ねて聞きたいところがありますけれども、そういう文化なんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

大変申しわけございません。私のちょっと資料の整理不足というところで、その資料を今、用意できておりませんので、ということで、私の資料の不足ということでございます。申しわけございません。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 違う、違う、3者から見積もりをとって、設計価格をお決めになったと、そのうち2者で、あと1者はただわからない、そこはもういいんですよ。あと1者がどこだろうということはないけれども、でも、3者の見積もりを参考に設計見積もりで、そのうちの2者が公募型のプロポーザルで応募した業者というのは、そんなの積算根拠をつくった人間が応募する、入札する、そこがいいのかということを知っているんですよ。だから資料、そのあと1者が足りないのを問題にしているわけではないので、設計価格を決めた根拠、根拠の大きな要素の業者がまた応募して、一つが落札というか、今回決まっているという、その辺どうなんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

積算については、見積もりをいただいたところでございまして、この一番安い見積もりを積算根拠としておるところでございます。指名競争入札でございますと、いろいろそういうところもあるかもわかりませんが、今回一般公募型のプロポーザルというところでございます、公募型プロポーザルといいますと、金額が一番安いところに決まるわけではないというところは、もう議員も一番ご存じだと思いますけれども、そういうところも含めてでございますので、あくまでも技術提案というところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第9号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ76,916千円を追加し、補正後の総額を39億3,290千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みにより、不用額を減額するのが大半でございます。これらの不用額とまだ予算化していない前年度繰越金など合わせて財政調整基金1億50,000千円を積み立てすることが主なものでございます。

では、ページを追ってご説明いたします。

4ページ、第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費、プレミアム付商品券事業は、本年10月から施行されます消費税率の引き上げに伴い、低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市町村に対し、その必要な経費を国が全額補助するものでございます。今回の補正においては、事務費として943千円を予算計上し、全額翌年度に繰り越しいたします。

農林水産業費、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1,400千円は、農業倉庫等の再建・修繕に対する補助金に関し、対象となる5件のうち3件を繰り越し、野菜花き産地総合支援事業補助金2,543千円は、農業用倉庫、パイプハウス等の再建・修繕に対する補助に関し、対象となる11件のうち、8件を繰り越し、日高港西川地区漁船係留施設整備事業51,133千円は、物揚場上部コンクリート工と防波堤上部コンクリート工及び公用車・図面印刷機リース料の一部を繰り越しいたします。

土木費、町道吉原上田井線整備事業33,500千円は、主桁製作工の一部と補助工事に関連する附帯工事の繰り越し、災害緊急がけ崩れ対策事業450千円は、経営事業負担金で入山地区の崖崩れ対策工事を繰り越しいたします。

消防費、浜ノ瀬地区津波避難施設整備事業38,000千円は、昨年11月の臨時議会において、工事請負契約を承認いただき、工事着工しておりますが、津波避難タワーの大部分を占める鉄骨の納期に相当な日数を要しているため繰り越しいたします。

5ページ、第3表 地方債の補正は、旧三尾小学校講堂解体工事に伴う地方債におきまして、低利率である都道府県貸付金を借り入れできることになりましたので、振りかえを行うものでございます。

では、まず歳入からご説明いたします。

9ページ、地方交付税14,743千円の減額は財源調整等によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金、農地耕作条件改善事業受益者負担金1,020千円の減額は、田井地区水路改良工事の減額による日高川土地改良区と御坊市からの分担金の減額によるものでございます。

土木費分担金、小規模がけ崩れ対策事業地元負担金は7千円の追加でございます。

負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金750千円の減額は、老人福祉施設措置費の減額によるものでございます。

児童福祉費負担金950千円の追加は、広域入所の追加でございます。

教育費負担金、こども園費負担金415千円の追加は、長時間児保育料、短時間児保育料、保育所運営費の実績見込みによるものでございます。

教育費負担金、学校給食費負担金1,200千円の減額は、台風による警報発令やインフルエンザによる学級閉鎖などで、学校給食数が減少したことによるものでございます。

11ページ、使用料及び手数料、使用料、商工使用料623千円の追加は、実績によるキャンプ場使用料の追加でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金7,100千円の追加は、利用者の増加により障害児施設措置費給付費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金の追加でございます。

児童福祉費負担金、児童手当負担金1,648千円の減額は、実績見込みによる減額、子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,049千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、農業費補助金149千円の追加は、農業委員会交付金の実績によるものでございます。

水産業費補助金4,955千円の減額は、実績により防衛施設周辺整備助成補助金、海岸堤防等老朽化対策事業の減額でございます。

土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金1,188千円の減額は、実績による社会資本整備総合交付金の減額でございます。

住宅費補助金1,731千円の減額は、実績による住宅耐震化促進事業の減額でございます。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金700千円の追加は、利用者の増加により、地域生活支援事業費補助金の追加でございます。

児童福祉費補助金155千円の減額は、認可保育所の補助金でございます。

13ページ、総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金2,245千円の減額は、実績見込みなどによる個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

プレミアム付商品券事業費補助金943千円の追加は、第2表、繰越明許費のところでご説明申し上げましたプレミアム付商品券事務費補助金で100%補助でございます。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金221千円の減額は実績による減額でございます。

消防費国庫補助金、災害対策費補助金2,300千円の減額は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金で、補助金申請時期の関係で来年度の収入となりますので減額してございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金3,063千円の追加は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、確定による減額、障害児施設措置費給付費等負担金、障害者自立支援給付費等を負担金は、利用者の増加による追加でございます。

児童福祉費負担金、児童手当負担金570千円の減額は、実績見込みによる減額、子ど

ものための教育・保育給付費県費負担金2,201千円の追加は実績見込みによるものでございます。

県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金、心身障害者医療費補助金800千円の減額は実績見込みによるもの、地域生活支援事業費補助金350千円の追加は、利用者の増加によるものでございます。

児童福祉費補助金、乳幼児医療費補助金300千円の減額は、実績見込みによるもの、紀州3人っこ施策補助金は1,141千円の追加、在宅育児支援事業費補助金1,620千円の減額でございます。

15ページ、衛生費県補助金、清掃費補助金221千円の減額は、実績による減額でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金14千円の減額は、実績による経営所得安定対策直接支払推進事業の減額でございます。

林業費補助金1,580千円の減額は、実績による松くい虫防除事業損失補償金などの減額でございます。

水産業費補助金3,274千円の減額は、実績による河川流出物等回収事業補助金、海岸堤防等老朽化対策事業などの減額、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業の追加でございます。

土木費県補助金、住宅費補助金1,400千円の減額は、住宅耐震化促進事業の減額でございます。

教育費県補助金、中学校費補助金90千円の減額は、紀の国緑育推進事業補助金の減額でございます。

消防費県補助金、消防費補助金89千円の減額は、わかやま防災力パワーアップ補助金の減額でございます。

県委託金、総務費県委託金、選挙費委託金176千円の追加は、県知事選挙委託金の確定によるもの、県議会議員選挙委託金は、選挙期日が決定したことによる追加でございます。

繰越金、前年度繰越金1億1,000千円の追加は、財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

17ページ、諸収入、雑入6,237千円の減額は、アンテナショップMIHAMA売上げ収入3,000千円の減額、シルバー人材センターの事業費収入3,000千円の減額などがございます。

町債、消防債、緊急防災・減災事業債400千円の減額は、事業費の減額に伴うものでございます。

総務債、都道府県貸付金15,400千円の追加は、公共施設等適正管理推進事業債15,400千円の減額は、旧三尾小学校講堂解体工事に伴うもので、低利率である都道府県貸付金を借り入れできることになりましたので、振りかえを行うものでございます。

教育債、学校教育施設等整備事業債200千円の減額は、事業費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

19ページ、議会費は旅費、需用費で450千円の減額、実績による減額でございます。総務費、総務管理費、一般管理費の9,673千円の減額は、職員手当等での52千円の追加以外は全て実績見込みによる減額でございます。

財産管理費1,331千円の減額は、入札差額によるもの、青少年対策費210千円の減額は、広域青少年補導センターへの負担金の確定によるもの、公害対策費120千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析の入札差額でございます。

交通安全対策費325千円の減額は、交通指導員の報酬と備品購入費の減額でございます。

21ページ、電子計算費1,690千円の減額、地籍調査事業費954千円の減額は、実績見込みや入札差額による減額でございます。

諸費257千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金の確定によるものでございます。

財政調整基金費1億50,000千円の追加は、不用額とまだ予算化していないで前年度繰越金などの財源を積み立てするものでございます。

地方創生事業費5,000千円の減額は、光熱水費、販売物品などの減額でございます。

プレミアム付商品券事業費943千円の追加は、消費税率の引き上げに伴い、2019年度住民税非課税の方、3歳未満の子が属する世帯の世帯主の方を対象に券面額25千円、販売額20千円を購入限度額とし、商品券の販売を行うもので、今年度はこの事業の事務費を予算計上するものでございます。なお販売は本年10月からの予定でございます。

徴税費、税務総務費926千円の減額は、税務課職員1名が求職中のため、人件費の減額と超過勤務手当の減額でございます。

23ページ、賦課徴収費281千円の減額は、実績見込みや入札差額によるものでございます。

戸籍住民基本台帳費2,271千円の減額は、住基システム改修による電算処理委託料の減額、個人番号カード関連事務委託交付金の実績見込みによる減額でございます。

選挙費、県知事選挙費355千円の減額は、選挙費用が確定したことによるもの。25ページ、県議会議員選挙費531千円は、選挙期日が決定したことによる追加、町長・町議会議員選挙費951千円の減額は、選挙費用が確定したことによる減額でございます。

統計調査費は、国勢調査の準備のため、報酬と需用費の振りかえでございます。

監査委員費100千円の減額は実績見込みによる減額でございます。

27ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、251千円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

老人福祉費15,126千円の減額は、シルバー人材センターの事業費の減額や実績見

込みなどによる減額でございます。

心身障害者福祉費15,600千円の追加は、移動支援事業、障害介護給付費、障害児給付費の利用者の増加によるものでございます。

心身障害者医療費1,600千円の減額、29ページ、地域包括支援センター運営費430千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費、4,355千円の減額は、児童手当などの実績見込みによるもの、児童福祉施設費1,432千円の減額は、広域入所負担金、認可保育所負担金は入所者の実績見込み、児童措置費650千円も実績見込みによる減額でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,155千円の減額は、職員4名分の超過勤務手当の追加、一般賃金、妊婦健康診査費、不妊治療費は実績見込みによる減額でございます。

31ページ、予防費4,597千円の減額は、予防接種委託料、がん検診等集団検診委託料など実績見込みによる減額でございます。

墓地基金費17千円の追加は、29年度の墓地関係歳入歳出予算差額を積み立てするものでございます。

清掃費、塵芥処理費1,280千円の減額は、指定ごみ袋の入札差額による減額と清掃センター負担金の確定によるものでございます。

し尿処理費2,066千円の減額は、クリーンセンター負担金は確定によるもの、浄化槽設置整備事業補助は実績による減額でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費50千円の追加、農業総務費100千円の追加は、超過勤務手当の追加でございます。

33ページ、農業振興費1,966千円の減額は、野菜花き産地総合支援事業補助金など実績による減額、農地費65千円の追加は、事業実施に伴う土地改良連合会分布金の追加でございます。

林業費、林業総務費は実績見込みなどによるもの、水産業費、水産業振興費3,500千円の減額は、実績による減額、漁港建設費8,877千円の減額も実績による減額でございます。

35ページ、商工費212千円の減額、観光費249千円の減額は実績見込みによる減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費218千円の減額は、育休職員による人件費の減額でございます。

道路橋梁費、道路維持費77千円の減額は、臨時職員の賃金の追加と道路補修材料の実績による減額でございます。

道路新設改良費3,006千円の減額は実績などによるものでございます。

37ページ、河川海岸費、砂防費30千円の追加は、小規模がけ崩れ対策事業の追加でございます。

都市計画費、下水道費1,268千円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、住宅費、住宅管理費65千円の減額は、実績見込みによる清掃手数料の減額でございます。

消防費、消防施設費400千円の減額、災害対策費5,951千円の減額は実績見込みなどによる減額でございます。

39ページ、教育費、教育総務費、事務局費290千円の減額、教育諸費200千円の減額は、実績見込みによる減額、小学校費、学校管理費620千円の減額、教育振興費500千円の減額、中学校費、学校管理費1,653千円の減額、41ページ、教育振興費210千円の減額も実績見込みによる減額でございます。

こども園費、ひまわりこども園費200千円の減額は、超過勤務手当の減額でございます。

社会教育費、社会教育総務費349千円の減額、公民館費946千円の減額、図書館費327千円の減額は、実績見込みや入札差額による減額でございます。

保健体育費、学校給食施設費1,500千円の減額は、台風による警報発令やインフルエンザによる学級閉鎖などで学校給食数が減少したことによる減額でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。ページ指定の上お願いいたします。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず1ページ目、ここじゃないんですよ。この時点での財調の残はいかほどでしょうか。

あともう全然ジャンルが違うのでまた後から聞きます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

30年度当初予算編成時の段階の残高につきましては、9億60,000千円の残高でございました。その後、今回、1億50,000千円積み立てを行っております。それで行きますと30年度末の残高は11億10,000千円となります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 21ページ、22ページ、総務費、総務管理費のところでございます。真ん中ちょっと下段、需用費、この地方創生事業の消耗品費、光熱水費、販売物品ということで、全て減額ということでございますが、光熱水費というのは光熱でしょう、水でしょう。消耗品費というのと、販売物品というのはどういったものでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員にお答えいたします。

地方創生事業費の需用費の消耗品費の減額でございますけれども、これはアンテナショップで使用するラベルであったり袋であったりでございます。その減額、ことし余りつくらずに済んだというところでございます。

それと販売物品の減額でございますけれども、これもアンテナショップの売上金のうち、出店者に支払う分の減額ということになっております。アンテナショップは美浜町のほうでやっているんですけれども、全て収入として一旦お店のほうにいただいて、その1割を手数料として町がいただく。9割の分を出店者さんにお支払いするんですけれども、ちょっと全体的に売り上げが減少しておりますので、その売上金を出店者にお支払いする分の減額ということでございます。

○議長（谷重幸君） ありませんか。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 9ページの地方交付税の特別交付税のマイナス25,000千円のちょっと内容はどのようなものなんですか、お教え願います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

特別交付税25,000千円の減額についてですが、平成29年度の特別交付税のときなんです、地方創生事業についてなんです、100%交付税措置となっておりました。しかし、ふたをあけてみたら調整されているようなところもございます。そういったところで平成30年度の当初では、その件について加味せずに予算計上していたわけなんですけれども、29年度のところで、そういったことで調整されているということで、今回については過大見積もりにならないようにということで、減額補正をさせてもらっているところでございます。

なお、うちの担当課のほうからなんです、県の財政課のほうにもこの地方創生事業についてなんですけれども、こういったことで100%措置というふうになっているけれども、その辺というのは加味されているんですかということで、問い合わせのほうをさせてもらっています。しかし、県からは国の予算、限られた財源というのがありますので、またそれとか災害等々がありますので、ちょっとその辺については、調整のほうをさせてもらっている。そういうふうなところもございまして、今回過大見積もりにならないようにということで25,000千円の減額をさせてもらっているというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 課長、今おっしゃったことは、過大見積もりじゃなくて勝手にやっている。要は交付税なんて、どんと来て、どこになる分一々附箋がついているわけじゃないんでしょ。だからどれだけ、どこの部分が減ったか、ふえたかというのはいつもわかっていないんですよ。基本的に細かいことはね。町長、これ気をつけなあかんと思う、今後。今まで議員もよく減らすことがないと言っているような議員もいてたんです。だけ

ど、現実に附箋ついて、何ぼの分、何々の事業の分、何々事業の分と一々そうやって来るわけやないんやから、トータルでどんと来られたら何の分が減っているのかわからないわけですよ。だからそういったことを今後どうやって気をつけていくのかということが一番大事になってきますのでね、町長、本当、質問というよりかよろしく願いしておきます。ほんまに。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 全然別件です。

9ページ、10ページ、下段から2つ目です。こども園費負担金、ここの保育所運営費という欄、このことのご説明と、もう一点、37ページ、38ページ、下段消防費のところですが、負担金補助及び交付金というところ、下段のほうの、ここに全て減額されている、後でまた当初のときにご質問させてもらう。さっきの9ページ、10ページのところと含めて、後でまた当初のところでもお聞きしますが、とりあえずここの今ご利用状況、例えば使っていないやつも出てきているとは思いますが、ご利用状況を5点どれぐらい使われていて、どうなっているかということの詳細を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず9ページ、10ページの保育所運営費の関係なんです、これにつきましては、ひまわりこども園へ他市町から来ている子どもたちの運営費用となっています。当初、うちでは6名を予定しておったんですが、実際、今は13名他市町から来ております。この保育所運営費というのは、ゼロ、1、2、3、4、5というような形でそれぞれ運営費の金額が違います。ゼロ歳の子については約200千ほど、5歳の子については60千とか、そういうふうな金額になっております。それを積み上げてきた数字がこの運営費の金額の追加となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員にお答えいたします。

災害対策費の負担金補助及び交付金の減額の詳細ということでございますけれども、まず、上から耐震化促進事業補助金、利用が1件でございます。次に、耐震補強設計補助金、これは当初5件予定しておりましたけれどもゼロ件でございます。

続きまして、非木造住宅耐震診断、これも1件の計上予定でございましたけれども、実績でゼロ件でございます。耐震シェルター・ベッド設置補助金でございますけれども、これも1件予定しておりましたけれども実績ではゼロ件でございます。

最後にブロック塀等撤去改善事業補助金でございますけれども、ブロック塀、まず撤去件数は9件でございます。撤去の改善も加えた件数は5件でございます。それと感震ブレイカー設置に関しまして、当初は10件予定しておりましたけれども、13件あったという実績になっております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今のところですけども、実績わかったけれども、これ決算のときに聞けばいいんでしょうけれども、周知の手法であるとか、いろんなことは当然見直しているんですよね。ということと、それと同じこのような災害のことであれですけども、このすみません14ページの消防費国庫補助金災害対策補助金、上田井地区津波避難場所整備事業補助金、これは申請時期が云々ということで、次期にと、こういうことで何か不利益はないのですか、この事業の。上田井から来ている人いなくなって、そんなことどうでもいい話やけれども、そのあたりでこの地区の住民に対する着工のおくれとか、要は完成のおくれであるとか、また事業費の云々とか、そのような不利益はないのか。そこをあわせてお聞きしたいです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず災害対策費の補助金でございますけれども、広報みはま及びホームページでの掲載をさせてもらっております。その中で、担当課としては、啓発、周知しておると考えております。またブロック塀、感震ブレーカーにつきましても補正予算でいただきました補助金でございます、そのあたりは地方紙のほうへも載せさせていただいております。ということです。

それと、歳入のほうの災害対策補助金の減額、上田井のほうの減額でございますけれども、これは単純に内示割れということございまして、内示割れでございますけれども、今、交付金制度に変わしまして、この分の財源というのは年度間流用ということで来年にだけというふうなことになっております。これも3カ年、4カ年の完成までの事業になりますので、そのあたりはしっかり県のほうへも事情を説明して、予算いただけるようお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連ですか。関連の場合は関連とさせていただければ助かります。質疑続けます。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今、一般会計でちょっとまた後で言わせてもらいますと言った、その今の負担金のお話で、谷議員も今ちょっとお話をしかけたような感じでございますので、私も一般会計では言わず、言わずといいますか、どうでしょうかというお話で、結局、最後のブロック塀云々の9件、13件とか、そういうのはよくわかりますし、今後も出てくるだろうということではありますが、実際、必要な要項ではあります、おいおいちょっといろいろ考えてみやなあかんところでもないんで、あるんじゃないでしょうかということを言いたくて、例えば、上から1件、ゼロ件、1件、ゼロ件、これを例えばまとめて、そういうくくりにして、要項をつくってみるだとか、要は減らしてみたいかかということございまして。それをまた別のところでも、何か要項を変えて別の言い方に変えてやるだとか、そういう、今後予算の取り方をさせていただければなと思うんですがい

かがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員にお答えいたします。

この要項などを変えて、いろいろ工夫しろということやと思いますけれども、これは国のほうの補助金もいただいております。財源として国のほうの補助金も入っております、そのメニューの中でこういうふうな耐震補強設計であったり、耐震改修であったりというのがございます。耐震シェルターなんかについてもこれはまた県の補助金でございますけれども、そこらでもそういうふうなメニューがあるということで、なかなか別の要項にするというのは難しいのかなというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点、まず40ページ、教育費、学校管理費の一番下、委託料の一番下、松洋中学校多目的広場屋根等改修工事設計監理業務、これはどうじゃないんですけれども、もう、この工事は完璧なんですか。そこをお聞きしたいのと、うん十年ずっと続いていた話しやに私の記憶ではありますので、もう雨漏りは間違いないのかということ。

次は32ページ、衛生費、保健衛生費のところ、ここの予防費の13委託料、ずらっと減額ですけども、これは当初見込みよりも実績が少ないということだろう、実績というか、そういうことなので、こういう実績で担当課としてもいいのかというふうに考えているのと、ここではもう一点、町長にお聞きしたい。まとめてですが、先ほどの耐震化のところもそうですが、まさにこれは住民サービスを低下させている、そういうことが如実にあらわれていることという考え方もできますので、その点、長としてはどのようにお考えなのか。

それと3点目は、30ページ、児童福祉費、ここに当初予算では、委託料等が計上されていて、今回補正がないということは、要は学童の委託料のところですけども、ないということは何も問題なく、その委託料で済んだのか、人員が多いとか、希望があるとか、ないとかやにもお聞きしましたので、そういうところは運営とかも問題なかったのかというところをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず初めに、松洋中学校の多目的広場の関係です。

屋根の改修工事につきましては、一部ちょっと雨漏りが、工事が終わってからあったところでありました。それはコーティング甘かったということで、コーティングの補修ということでやっております。それで多分大丈夫だと思っております。ただ、経過を見てみやわからないというところもありますので、大丈夫なものだと信じております。

それと、学童保育の委託料の関係なんです、それでやれているのかということなんです、当初の予算の委託料の費用で賄っていただいているというようなことであります。それ以上は追加も出さないということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） お答えいたします。

予防費の委託料4, 227千円の減額についてでございます。

予防接種委託料1, 333千円の減額につきましては、主に日本脳炎の2期、4種混合、ヒブワクチン、小児肺炎球菌の予防接種の実績に伴う減となっておりますところでございます。

続いて、インフルエンザ予防接種委託料。これは65歳以上の方のインフルエンザになるんですけれども330千円の減額。当初、予算では1,712人予算計上したわけなんですけれども、1,618人ということで、マイナス94人というところで実績により減額を今回のほうさせてもらっております。

がん検診等集団検診委託料2, 472千円の減額。この減額につきましては、主に胃がん、乳がん検診の実績による減額となっております。

続いて、特定保健指導施設利用委託料92千円の減額。こちらについては、当初10人予定していたわけなんですけれども、実績では1人というところで、今回減額のほうさせてもらっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

この予防費の委託料等につきまして、子どもの予防接種につきましても保健師のほうから接種を受けてくださいよというふうにも申しておりますし、当初はもう全員受けていただくということで予算計上しておりますので、サービスの低下にはなっていないとは感じております。ただ、広報等、一度やっていますので、また何回かすればいいのかなというところではございますが、当初はもう全員を見込んで計上しておりますので使用されなかったということとを考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 中学校の雨漏りは経過を十二分にあれしていただきたいと思います。できた当初からの継続的な話やに記憶をしておりますので、それとあと予防接種であるとか、耐震化であるとか、もちろん対象をいろいろ考えて予算の許す範囲で当初初めて、それはそうでしょうけれども、実績が伴ってこそサービスをしたということになるんじゃないですか。それだと言ってこなかったから、そちらのほうの言ってこなかったほうの責任とは申しませんが、そのような答弁に聞こえましたが、そうではなくて、全部を消化してこそサービスだというふうにお考えになるのがトップの考え方だと普通に皆さんはそう思っていらっしゃると思いますが、これに対して再度お考えあるんだったらご答弁をお願いしたいです。

それと学童保育のほう、問題なくあの予算でできたというご答弁でしたが、ただこれも灰間に値するところかもわかりませんが、運用について、松原と和田とは全然形態が違う、

形態が違うというのは語弊がありますね。同じ民間の団体への業務委託でしょうが、和田のほうは保護者のほうが責任者、保護者会の方が、それと受けるほうの客体が、毎年会長がころころ変わっているとか、何かそんなふうな、不具合なのか不満なのか不信なのかわかりませんが、そういうふうな形も出ておりますので、その辺の対相手の組織というか、どのようにお考えなのか、今のままで全くよいと考えているのか、そんなふうな不安が私どものほうにも伝わっておりますので、再度答弁をもらえたらと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 学童保育の運営責任者という中で、保護者会の会長がずっと和田のほうでは続いているというふうな、毎年変わっているということは、これは承知しております。ただ、松原のほうにつきましては、今までの支援員でお世話になった方がずっとやっつけていただいているということでもあります。ただ、この責任者というような考え方なんです、教育課のほうからいたしますと、その責任者というのは誰がなってもらっても構わないと僕は考えております。ただ、例えば支援員の代表になるとかいうものは、それはありだと思っておりますが、ただ、これについても、総会か何かで責任者というのを決めておるとは聞いておるんです。その総会の中で、多分意見をさせていただいて、中で決めていただくが一番の筋かなと僕は思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

利用していただけるよう今後も啓発、周知徹底していきたいと思っております。

子どもの予防接種については、やはり保健師からの指導もしっかりしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） ありませんか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 関連。国庫支出金の先ほど谷議員も質問ありました。9番の消費税、国庫補助金での災害対策補助金の部分ですけれども、上田井地区の関係につきまして、先ほど進捗状況によって延期というふうな形だったかなと思うんですけれども、もう一度、そこを話していただきたいのと、それから確実に進捗していくようにさらに強く計上できるよう求めていくべきではないかと、そこのもう一度の姿勢を示してもらいたいのと、それから、一方で、住民の考え、要求をもう少し十分聞きつつ、かつ進めてもらえるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 森本議員の質問にお答えします。

まず、国庫補助金の減額ですけれども、これはその進捗状況というのではなく、国からの配分が不足したということをごさいます、一般的に内示割れということです。この予算書で申しますと補正前の額5,800千円を要求していたんですけれども、3,500

千しか配分がなかったということでございます。ただ、2,300千円の財源については年度間流用で来年いただけるというふうなことで確認しております。

それと、ちょっと私の解釈と合っているかどうかちょっとわかりませんが、上田井地区の施設につきましては、今コンサルのほうから最終的な報告書も上がってくる時期に来ております。その中で、先日ですけれども、地区のほうに説明をさせていただいております。今年度は適地選定ということで説明をして、地区のほうで同意はほぼいただいているというふうに感じております。

今後とも工事が大規模になってくる場合は、当然、住民への説明、また隣接への説明であったり、回覧であったりというのは、施工業者のほうにお願いして、工事の進捗状況であったり工程であったりというのを配布していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時二十一分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第10 議案第10号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第10号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ69,729千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億43,150千円とするものでございます。

主な要因は、国民健康保険基金への積立金による増額補正でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金271千円の減額は、特定健診システム改修業務の

減額と超過勤務手当の追加によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金69,720千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、特定健康診査等負担金280千円の追加は、過年度分特定健康診査等負担金の精算でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費80千円の追加は、職員の超過勤務手当の追加でございます。

保健事業費、特定健康診査等事業費、委託料で特定健診システム改修業務351千円の減額は、制度改正に伴うシステム改修業務の費用を当初予算で予算計上していましたが、2市4町で行っているクラウド業務の標準パッケージにおいて改修が行えたことにより改修費用が不要となったため減額するものでございます。

基金積立金70,000千円の追加は、昨年度からの繰越金など剰余金を基金に積み立てするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第11号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正で、本年10月から施行されます消費税率の引き上げに伴い、上下水道管理システムの債務負担行為限度額に不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第11号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第12号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,268千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億77,236千円とするものでございます。

3ページ、第2表は債務負担行為の補正で、本年10月から施行されます消費税率の引き上げに伴い、上下水道管理システムの債務負担行為限度額に不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、繰入金1,268千円の減額は、公債費及び基金積立金への充当額変更によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、総務費、総務管理費、一般管理費3,492千円の減額は、受益者負担金未返還分及び差額等によるものでございます。

公債費、利子については、財源更正でございます。

基金積立金、下水道事業基金積立金2,224千円の追加は、受益者負担金未返還分及び差額等を基金に積み立てるものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） ちょっと教えてほしいんやけれども、この一般管理費で受益者負担返還金3,492千円、余ったというか、取りにけえへんかった人がいてたんか、何件ぐらいの方が返還されなかったのか、実際、そうなりますと、この返還すべき金が今後どこへいくのかということをちょっとお示してください。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 受益者負担金の返還金についてでございます。

ただいまのところ、未返還額、未返還件数といたしまして、残り38件ございます。このうち、内容についてでございますけれども、返還の手続をされていない方なんですけれども、いろいろ課のほうでも、足を運んだりして、いろいろ返還に向けて作業を進めているところがございますけれども、どこへ行かれたかわからないという方であるとか、単純にまだ請求書を出してくれていない方というのがございまして、請求書を出していただいていない方については、来年度、再度、足を運んで返還をしたいと課のほうでは考えています。ほかのどこへ行ったかわからん方という方については、それも再度足を運んで近所の方であるとか、親戚の方であるとかという、つてを頼って何とか100%返還に向けて進んでいきたいと思っております。最悪、返還できない場合はどうなるかというご質問ですが、この事業を始める際に、ちょっと弁護士の方へ確認をとっています。事業を始めて10年経過すると時効の成立になるという返答を聞いています。10年を目安に100%という考えで現在のところ進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 余計なことを言うようやけれども、そんなに担当課が努力をして返そうとしているのに、見つからなんだらと言うたら悪いけれども、3年もたっても見つからんというたら絶対見つからんと思うんですよ。だから10年時効かもわからんけれども、持っていて仕方ないですよ、金。浮いた金でしょう。まあ言うたら。言い方悪いけれども、これ、何とかせないかんわな。10年もそんなん見てられへんもの。実際、現実にもそうやろう。担当課も困っている違うんか。だからもっと何とかならんのかという、考えたらどうなのか。実際、時効10年というのもきっちり曲げられんことやから、時効というのは。これ、もっと短くなるような方法、方策はないんですか。それだけ聞いて、なかったら仕方がないんで終わりますけれども。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 重なった答弁になると思っておりますけれども、ちょっと事業始める前に弁護士さんに相談した結果、10年という返答をもらっていますので、10年経過してからというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷進介です。

僕も単純に基金への積み立て、これは一定の枠とか、これぐらい余ったからこうとか、何かルールがあるのかないのか。それと現在、この基金というのはどれぐらいあって、何に使うつもりか、そのあたりをお答え願いたいです。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 基金の使い道でございますけれども、今回の受益者負担金の還付が終了しまして、残額については、起債の償還へ充てる予定となっております。

基金があとどれぐらい残っているのかというご質問ですけれども、29年度の時点で、約46,400千円残っておりました。今回、平成30年度の受益者負担金の予算を差し引きますと、約9,700千円ぐらいの金額が残るようになります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第12号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第13号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,770千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億23,909千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、1,688千円は、特別徴収保険料、普通徴収保険料の追加でございます。国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金4,040千円の減額、国庫補助金、調整交付金6,539千円の減額は、変更交付決定による減額でございます。

保険者機能強化推進交付金1,636千円の追加は、交付金の確定によるものでございます。

支払基金交付金、介護給付費交付金8,935千円、地域支援事業支援交付金400千円、8ページ、県支出金、県負担金、介護給付費負担金6,486千円の減額は、変更交付決定による減額でございます。

繰入金、一般会計繰入金798千円の減額は、事務費繰入金の減額でございます。

繰越金14,104千円は、前年度からの繰越金の残高を全て計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費798千円の減額は、臨時職員の児童手当拠出金1千円、厚生年金保険料1千円の追加、介護認定調査員300千円の減額、印刷製本費300千円の減額、主治医意見書作成料200千円の減額は、実績見込みによるも

のでございます。

保険給付費は、介護サービス等諸費16,750千円の減額。

12ページ、特定入所者介護サービス等3,000千円の減額、介護予防サービス等諸費1,000千円の減額は実績見込みによるものでございます。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費900千円の追加は、訪問型通所型サービスと14ページ、介護予防ケアマネジメント事業委託の実績見込みによるものでございます。

基金積立金の追加は、介護給費準備基金に10,878千円を積み立てするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長兼健康推進課長（野田佳秀君） 議案第14号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ517千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億18,724千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料1,252千円の追加、滞納繰越分普通徴収保険料75千円の減額は、いずれも広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、総務費負担金12千円の減額は、人間ドック健診負担金の確定によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金648千円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、人間ドック健診委託料12千円の減額は、人間ドック健診申し込み者の確定によるもの、後期高齢者医療広域連合納付金529千円も確定によるものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15号 議案第15号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第15号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたしますのは、消費税率の改定に伴う債務負担行為の補正でございます。

平成31年10月から消費税率改定に伴い、上下水道システムの債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めてございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 平成30年度美浜町水

道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後一時五十五分散会

再開は25日月曜日午前9時です。

お疲れさまでした。